

## 建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書（希望型）

本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」（希望型）の試行対象案件である。

受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により設置する場合は、『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。

試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html>)